

第1部 総 則

第1章 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、湧水町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2章 業務の大綱

町及び防災関係機関は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき、必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱は、下記によるほか、県の計画による。

処理すべき事務又は業務の大綱	
町	
<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議に係る業務に関すること。・ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。・ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。・ 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。・ 災害者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。・ 被災した町管理施設の応急対策に関すること。・ 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。・ 災害時における交通輸送の確保に関すること。・ 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。・ 被災施設の復旧に関すること。・ 関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。・ 災害対策に係わる広域応援協力に関すること。	
消 防	
<ul style="list-style-type: none">・ 消防及び救急に関する事務（消防団に関する事務を除く。）・ 災害対策に関する所掌事務	
警 察	
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護・ 災害時における社会秩序及び交通の維持	
自衛隊	
<ul style="list-style-type: none">・ 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、防疫、給水等のほか災害通信の支援に関すること。・ その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。	

第3章 町民及び事業所の基本的責務

1. 町 民

「自らの身の安全は、自ら守る。」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する。」共助が防災の基本である。

町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び他の市町村と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2. 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、町及びその他の行政機関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 鹿児島県の地域特性等

1. 鹿児島県の地形・地質

県の地形は、一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,643km²に及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなしこの山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川（137km²）を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって平地も2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ鹿児島県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、地震や津波による被害を受けやすい。

2. 鹿児島県の地震履歴等

県本土は、九州では比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、姶良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続いている桜島が控えている。過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できない。

このような県の地球物理的な環境を考えると、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こす事も十分考えられるので、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第5章 地震及び被害の想定

過去の地震の記録及びえびの吉松地震（昭和43年2月21日、22日及び3月25日）の状況から考えて、震度6以上の地震が発生する可能性も十分考えられる。

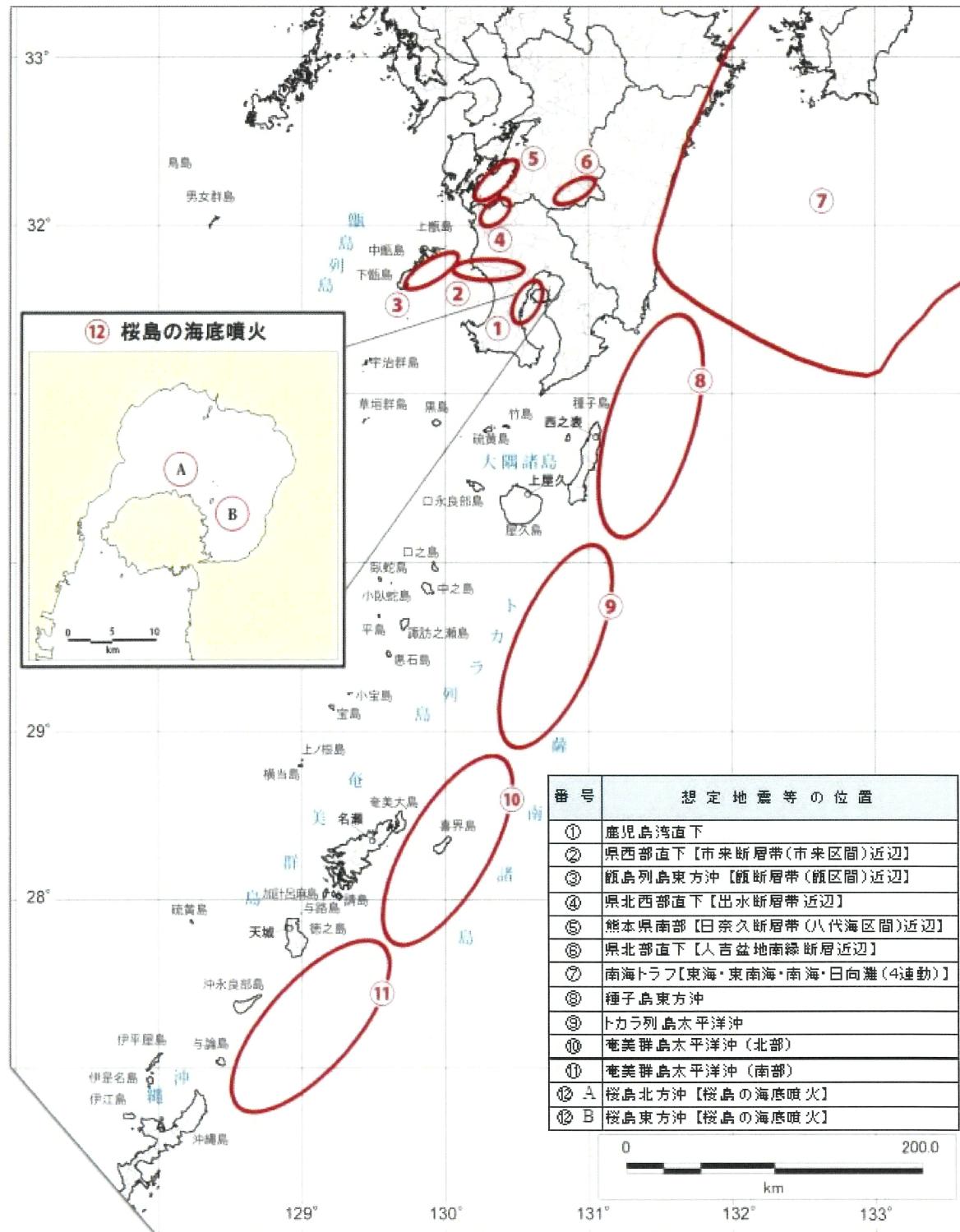
また、平成23年3月に起きた東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて、地震等災害被害予測調査が実施され、地震等の大きさの想定や被害想定の見直しが行われた。

具体的には、地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の見直しと同時に桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行われている。なお、調査対象とされなかった地震・津波以外の災害についても、考慮しておく必要がある。

自然災害は、大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時は、想定にとらわれず行動することが重要である。

町に関係する想定地震は、12個の事例が示され、その内、7個の事例で震度5強が想定されている。最大震度は、南海トラフ地震（西側・陸側ケース）での震度6弱である。想定地震等の概要は、次のとおり。

1. 想定地震等の位置



2. 想定地震等の影響等

地震区分	地震動の想定結果	湧水町震度
① 鹿児島湾直下	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 弱
② 県西部直下	いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。 南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 弱
③ 甑島列島東方沖	薩摩川内市（甑島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	4
④ 県北西部直下	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され 出水市では、一部の地域で震度7に阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6 強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 強
⑤ 熊本県南部	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 強
⑥ 県北部直下	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。	5 強
⑦ 南海トラフ	内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度、よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。南海トラフの巨大地震曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 強 ～ 6 弱
⑧ 種子島東方沖	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。	5 強
⑨ トカラ列島太平洋沖	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。	4
⑩ 奄美群島太平洋沖 (北部)	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。	3
⑪ 奄美群島太平洋沖 (南部)	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇椛村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。	2
⑫A 桜島北方沖 (海底噴火)	資料なし	不 明
⑫B 桜島東方沖 (海底噴火)	資料なし	不 明

※ 湧水町の最大震度6弱（南海トラフ地震 西側・陸側ケース）

3. 湧水町における災害の想定

区分	一般的な被害様相
建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液状化による建物の全半壊 ・ 地震動（揺れ）による建物の全半壊 ・ 斜面崩壊による建物の全半壊 ・ 火災による建物の全半壊
落下物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀等の倒壊 ・ 自動販売機の転倒 ・ 屋外落下物
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物倒壊（揺れ）による死傷者 ・ 斜面崩壊による死傷者 ・ 津波による死傷者（町外で被害） ・ 火災による死傷 ・ ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷 ・ 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による死傷 ・ 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） ・ 津波被害に伴う要救助者・要搜索者（町外で被害）
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道 ・ 電力 ・ 通信（電話） ・ ガス漏れ等
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、鉄道等の被害
生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者 ・ 帰宅困難者 ・ 物資不足
災害廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物
その他の被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベータ内閉じ込め ・ 集落の孤立化
具体的な被害想定	
<input type="checkbox"/> 弱い地盤の上の木造平屋や筋交いが入っていない等、弱い家屋は、倒壊し、他の木造家屋でも半壊程度になるものが多いと考えられる。	
<input type="checkbox"/> 山崩れ、崖崩れも随所で発生し、特にシラス土壌地帯の急傾斜は、山や崖部の崩壊や急傾斜地における落石の危険性が高いと考えられる。	
<input type="checkbox"/> 水道施設の破損による断水、電気、通信線の断線、鉄道施設の破損による不通、道路の破損（亀裂）等の被害を受けると考えられる。	
<input type="checkbox"/> 道路の状態が悪化し、車両交通に支障を及ぼすことが考えられる。	

第6章 地震等防災・減災対策の目標

1. 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県は、東日本大震災の教訓や有識者会議の意見、地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめており、町においても、この「基本的な考え方」を踏襲する。

県が取り纏めた、減災目標、取組の方向性は、以下のとおり。

2. 減災目標

- 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を今後10年で、50%以上減少させる。
- 津波による死者数をゼロにする。

3. 取組の方向性

- (1) 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- (2) 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- (3) 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- (4) 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有する県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- (5) 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

余 白